

鈴鹿市上下水道局告示第10号

公共下水道全体計画区域外流入分担金の徴収区域を次のとおり定めたので、鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成21年鈴鹿市条例第24号）第3条の規定により告示する。

令和6年9月24日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

徴収区域

鈴鹿市十宮町字田中362番3

鈴鹿市十宮町字田中363番3